

②併合の割合

平成 29 年 7 月 1 日をもって、同年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有の株式について、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

10,000,000 株（併合前 50,000,000 株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 7 月 1 日）に、上記の通り変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式数（平成 28 年 12 月 31 日現在）	19,144,505 株
併合により減少する株式数	15,315,604 株
併合後の発行済株式総数	3,828,901 株

⑤併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	267 名（9.306%）	341 株（0.002%）
5 株以上	2,602 名（90.694%）	19,144,164 株（99.998%）
合計	2,869 名（100.00%）	19,144,505 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が 5 株未満の株主様 267 名（その所有株式の合計は 341 株。平成 28 年 12 月 31 日現在。）が株主としての地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 7 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において原案のとおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 7 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線部が変更部分）

現行定款	変更後の定款案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000 万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 主な日程

平成 29 年 2 月 9 日		取締役会決議日
平成 29 年 3 月 29 日	(予定)	本定時株主総会決議日
平成 29 年 7 月 1 日	(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式の変更及び株式の併合の効力発生日は平成 29 年 7 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 6 月 28 日以降、これらの効力発生を前提とする本株式併合後の 100 株単位での売買単位にて行われる予定となっております。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

[ご所有株式数について]

各株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 7 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

[議決権数について]

議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,574 株	1 個	314 株	3 個	0.8 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例⑤	499 株	なし	99 株	なし	0.8 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例②及び例⑤では、単元未満株式（効力発生後において、例②は 14 株、例⑤は 99 株）がありますので、従前同様、ご希望により、単元未満株式の買取り又は単元未満株式の買増し制度がご利用できます。
- ・例②及び例⑤並びに例⑥において発生する端数株式相当分の 0.8 株につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。この端数株式相当分につきましてはの売却代金の交付は平成 29 年 8 月下旬ごろに開始することを予定しております。
- ・例⑥においては、株式併合によりご所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 3. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

Q 4. 1株未満の端数が生じない方法がありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買増し又は買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は5倍になるためです。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

株式併合の効力発生後については、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定※）は以下のとおりです。

平成 29 年 2 月 9 日	取締役会決議日
平成 29 年 3 月 29 日	第 67 期定時株主総会決議日
平成 29 年 6 月 27 日 (※)	1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 6 月 28 日 (※)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 7 月 1 日 (※)	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 7 月 下旬 (※)	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 29 年 8 月 下旬 (※)	端数株式売却代金の交付開始

※平成 29 年 3 月 29 日に開催予定の第 67 期定時株主総会において、株式の併合に関する議案が原案のとおり承認可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人
同連絡

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：平日午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上